

広島県告示第九百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。
 令和五年七月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いとう歯科クリニック	三原市円一町三丁目一三番二号	令和五年七月一日
看護小規模多機能型居宅介護 よりあい処かなう	三次市十日市西三丁目一三番一号	令和五年五月一日
あいず訪問看護ステーション 御菌宇	東広島市西条町御菌宇四二九〇番 地一	令和五年六月一日
廿日市本町薬局	廿日市市本町七番地三六	令和五年六月一日
あおい薬局海田店	安芸郡海田町堀川町三番五号	令和五年七月一日
もみじケア訪問看護ステーション	廿日市市廿日市二丁目五番九号	令和二年六月一日